


## 砂川でプチ体験モニター募集!

市では、おもてなし観光ワークショップを開催し、市民や観光客に楽しんでいただくプチ体験を検討しています。体験の受け入れ練習と、改善点などを協議するため、実際に体験しアンケートに答えていただく「体験モニター」を募集します。男女問わずお気軽にご参加ください。なお、体験にかかる参加料は、各会場で当日お支払いください。

◆と き 8月21日(水) ◆申 込 8月19日(月)までに、各申込先へご連絡ください

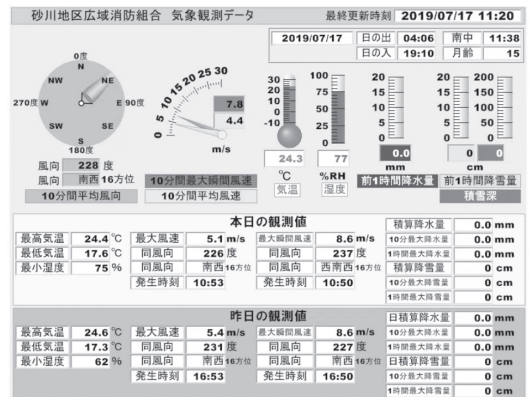
時間	体験内容	定員	実施会場	参加料	詳細・申込
9:00~10:00	養鶏場でたまご取り体験 ~鶏や餌の話と自然有精卵を6個お持ち帰り~	6人	もつきりや(一の沢)	500円	もつきりや 吉野Tel 090-3897-9715 【メール】 musubite201210@gmail.com
10:30~13:00	季節の野菜を使ったお漬物作り体験 ~漬物2種類お持ち帰りと10種類の漬物とご飯、汁物付き~ ※たまご取り体験のたまごを持参して、たまごかけご飯にすることもできます。	20人	キッチンララ(西4南1)	1,500円	キッチンララTel 74-4283
9:00~18:30(うち30分)	ハーバリウム作り体験 ※お持ちのハーバリウムを持参してカスタマイズもできます。 ※お好きな時間でご予約ください。	各回3人	池川生花店(西1南6)	1,500円	池川生花店Tel 52-2345
① 10:00~11:00 ② 14:00~15:00	お抹茶体験と冷たい煎茶の淹れ方と試飲 ~老舗菓子店いよだの特製和菓子付き~	各回3人	曾我茶舗(西1北1)	500円	曾我茶舗Tel 52-2036
11:30~13:00	スパイスのお話とスパイスランチ体験 ~スパイスカレー、ケーキ、ドリンクのランチに、カレースパイスセットプレゼント付き~	8人	カフェルリ(西1北2)	1,500円	カフェルリ LINE@:@neo5582r 
15:00~16:00	オアシスパークでヨガ体験 ~青空の下でゆったり健康ヨガ~	10人	遊水地管理棟(西5南8)	1,000円	よがのわ 川端Tel 090-6444-1675 【メール】 qnhnb033@gmail.com
15:00~16:00	セルフ足つぼマッサージ体験 ~100円ショップの足踏み板を使ってリフレッシュ~	10人	地域交流センターゆう(東3北2)	1,000円	むすびて 吉野Tel 090-3897-9715 【メール】 musubite201210@gmail.com

☎観光係Tel 54-2121

## 砂川消防署に気象観測装置が設置されました

降水量や降雪量、風速・気温・湿度など砂川市内における気象情報がリアルタイムで更新されます。市ホームページのトップページ→「砂川市気象情報モニター」のバナー、またはトップページ→防災・防火情報→自ら積極的に情報収集を(河川の水位や雨雲の動き等)→砂川市気象情報モニターから閲覧することができますのでぜひご活用ください。スマートフォンなどは右のQRコードからもご覧になれます。

☎防災対策係Tel 54-2121



砂川手打ちそば愛好会主催

第79回 砂川手打ち“新”そば祭り

開催場所変更のお知らせ

砂川市地域交流センターゆうで開催します!!

場所: 砂川市地域交流センターゆう  
日時: 8月25日(月) 10:00~14:00  
TEL: 0125-52-6813 (成田)

JARIフォームローン

住宅の増改築や空き家の解体  
借換資金にもお使い頂けます!

安心の固定金利  
年2.20% → さらに最大3年間  
年0.5%引下げ!

融資手数料0円! 三大疾病保証付団信0円!

※別途保証料がかかります。上記金利の適用には諸条件があります。詳しくはお気軽にお問合せください。

JANASA新すながわ

砂川市東1条南1丁目1番20号

TEL: 54-3181

## ご存知ですか？児童扶養手当と特別児童扶養手当

### 児童扶養手当

母子家庭や父子家庭などで、18歳まで（※1）の児童または中度以上の障がい（※2）を有する20歳未満（※2）の児童を監護し、下記対象のいずれかに該当する、所得制限限度額【表1】未満の方が受けることができます。

※1 18歳に達した後の最初の3月31日まで

※2 20歳に達する前日まで

▶対象 次のいずれかに該当する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方

- 父母が離婚した児童 ●婚姻によらないで生まれた児童
- 父または母が死亡または生死不明である児童 ●父または母が重度の障がい（※2）を有する児童 ●父または母が1年以上拘禁されている児童 ●父または母に1年以上遺棄されている児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けている児童

▶手当月額（1世帯あたり）

- 全部支給 42,910円 ●一部支給 42,900円～10,120円 ※扶養状況に応じて手当てが加算されます。

【第2子】全部支給10,140円、一部支給10,130円～5,070円 【第3子以降】全部支給6,080円、一部支給6,070円～3,040円

▶引き続き受給するには

現在受給されている方や受給資格のある方は、8月中に「現況届」の手続きが必要です。該当する方には、日程などを別途通知します。 ※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

▶児童扶養手当の支払い回数が変わります

児童扶養手当法が一部改正され、年3回（4月・8月・12月）から年6回（1月・3月・5月・7月・9月・11月）に変更となります。今年度については8月（4月～7月分）、11月（8月～10月分）、1月（11月～12月分）、3月（1月～2月分）の支給となります。

▶未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親（過去に1度も婚姻したことが無い方）に対し、臨時・特別給付金が支給されます。

●支給対象者（次の全ての要件を満たす方が対象）

- ①令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
- ②基準日（令和元年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方
- ③基準日（令和元年10月31日）において、事実婚をしていない方または事実婚の相手方の生死が明らかでない方

●支給額 17,500円 ●支給時期 原則として令和2年1月に支給します

※給付金を受給するには申請が必要です。申請期間は8月1日～12月27日までとなっていますが、8月の児童扶養手当の現況届の手続きの際に申請を受け付けます。

### 特別児童扶養手当

20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がい（※2）を有する児童を監護している父もしくは母または父母に代わってその児童を養育している方のうち、所得制限限度額【表2】未満の方が手当を受けることができます。

▶手当月額（1世帯あたり）

- 1級（重度）の児童 52,200円 ●2級（中度）の児童 34,770円

▶引き続き受給するには

●所得状況届の提出

特別児童扶養手当の受給者は、毎年8月12日から9月11日までに「特別児童扶養手当所得状況届」の提出が必要です。該当する方には日程などを別途通知します。

※期間内に手続きをしなかった場合、8月分以降の手当の支給が差し止められます。

●有期再認定請求

特別児童扶養手当の認定には、障がいの種類、程度により異なりますが、1年から2年程度の有期期限があります。有期期限がある場合、有期再認定を受けなければ、翌月以降の手当が受けられなくなります。

▶毎年4月、8月、11月の年3回支給します

- 4月支給分 12月～3月分 ●8月支給分 4月～7月分 ●11月支給分 8月～11月分

□児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けるには認定請求が必要で、申請した月の翌月分から支給対象となります  
 子育て支援係TEL 54-2121

【表1】児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人		扶養義務者など
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算		

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者など同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。

【表2】特別児童扶養手当 所得制限限度額

扶養親族等の人数	受給資格者本人	配偶者・扶養義務者
0人	459万6千円	628万7千円
1人	497万6千円	653万6千円
2人	535万6千円	674万9千円
3人以上	1人につき38万円ずつ加算	1人につき21万3千円ずつ加算

※本人の所得が限度額内であっても、扶養義務者など同居している場合、その方の所得が限度額を超えていると手当が支給されません。